

共同生活援助事業

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： _____ 合同会社 結

共同生活援助事業（グループホーム）重要事項説明書

あなたに対する「グループホーム結」における福祉サービス提供にあたり、社会福祉法第76条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

事業者の名称	合同会社結
法人所在地	富山県射水市小島608番地4
電話番号	0766-73-2719
代表者氏名	代表社員 早川幸村
設立年月日	令和平成29年5月1日

2 ご利用になるグループホームの概要

事業所の種類	共同生活援助事業 令和5年6月1日指定
名称	グループホーム結
所在地	富山県射水市橋下条401
電話番号	0766-75-3929
管理者	早川幸村
サービス管理責任者	釣 由美子
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者
定員	10人
開設年月日	令和5年 6月 1日
事業の目的と運営方針	共同生活援助事業（グループホーム）は、知的障害等のある人たちが、地域でふつうの暮らしができることを目的とし、その人らしい自立した生活を送り、幸せな人生を全うできるよう方向づけていく拠点として運営します。

事業の目的 と運営方針	<p>グループホームの従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。</p> <p>グループホームにおける支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の施設及び事業所、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努めます。</p>
----------------	---

4 職員の体制

(1) 職員の配置（指定申請時・当月に関しては【勤務体制表】を参照してください）

職 種	員数	区 分				常勤 換算後 の職員
		常 勤		非 常 勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
1 管理者	1	1				1.0
2 サービス管理責任者	1	1				1.0
3 生活支援員	4	2		2		2.7
4 世 話 人	8	2		3	3	3.1
5 夜間支援員	4	1			3	2.5

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定共同生活介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 勤務時間

職 種	勤 務 時 間
管 理 者	正規の勤務時間帯 週5日 9:00～18:00
常 勤 職 員	週32時間勤務
非 常 勤 職 員	月～日曜日でシフトに準ずる

(3) 営業日

営 業 日：基本的に常時開所

休 業 日：原則なし

5 提供するサービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。共通するサービスの内容は下記のとおりです。

項 目	提供するサービスの内容と利用者をお願いすること
居 室	<p>① 各居室には、照明、エアコン、クローゼットがあります。ベッド、テレビ、衣装ケース、カーペット、ふとんなどは、あなたの好むものを入れてください。電力の消費が大きいものに関しては、使用を制限する可能性があります。</p> <p>② 部屋にあるものが壊れたら、世話人に言ってください。</p> <p>③ あなたの部屋は、ホームにある掃除機できれいにしてください。定期的に清掃が出来ているか、確認することがあります。</p> <p>④ 基本的に世話人や他の人はあなたの部屋に入りませんが、夜間の巡回など、理由がある場合は、部屋の確認を行います。</p>
食 事	<p>① 食事は、栄養のバランスやあなたの健康状態を考慮して、作ります。</p> <p>② 朝食は、7:30ごろから食べられるようにします。</p> <p>③ 昼食は、12:00ごろから食べられるようにします。</p> <p>④ 夕食は、18:00ごろから食べられるようにします。</p> <p>⑤ 嫌いなものや、アレルギーがある場合、世話人に伝えてください。出来る範囲で対応します。</p> <p>⑥ 可能な場合、料理や配膳、後片付けも世話人と一緒にしていきましょう。</p> <p>⑦ 冷蔵庫は使用可能ですが、自分のものが分かるように目印をつけてください。また、賞味期限が切れたものに関しては廃棄します。</p> <p>⑧ 他の人の印がついているものを、飲んだり食べたりしないでください。</p>
入 浴	<p>① 入浴は原則週3回です。(月・水・金/火・木・土)</p> <p>② せっけんやシャンプーは、あなたの好みの物を用意して使ってください。</p> <p>③ 体や頭を洗うのを助けてほしい時は、世話人に言ってください。</p> <p>④ バスタオルや足ふきマットは自分のものを用意してください。</p>
衣服などと洗濯	<p>① あなたが着るものの事で困っていたら世話人に言ってください。</p> <p>② あなたの着ているものは、汚れたら洗濯してください。</p> <p>③ 洗濯機の使い方がわからなかったら、世話人に言ってください。</p> <p>④ 自分で洗濯できない人は、世話人が手伝います。</p> <p>⑤ あなたの着ているものが、古くなったりして着ることができなくなったら、ダンスや押入に放置せず、世話人に言ってください。</p> <p>⑥ シーツやパジャマは定期的に洗濯してください</p>
ふ と ん	<p>① ふとんは、天気のよい日に時々干すようにしましょう。</p>

	② 暑くなったり、寒くなったりしたら、ふとんをとりかえましょう。
就 寝	① 毎日、同じ時間に寝るようにしましょう。 ② 消灯は原則21時です。 ③ 寝ているとき、体調が悪くなったら、夜間支援のスタッフか緊急連絡する人に伝えてください。
健康管理	① 体の調子が悪くなったら、すぐに世話人に言ってください。 ② 薬を飲んでいる人は、決められた時間に、決められただけ、飲むようにしてください。 ③ 薬のことで分からないことは、世話人に聞いてください。 ④ 病院へ通っている人は、お医者さんの言うことを守ってください。 ⑤ あなたのことをよく知っているお医者さんがあれば、その人に相談することがあります。
自由時間の過ごし方	① 夕食後や仕事が休みの日は、あなたの好きなことをしてください。 ② 定期的に、会社全体で参加するイベントがありますので、参加してみましょう。 ③ ダイニングルームの使用時間は7:00～21:00までです。
外出	① 一人で出かけられない人は、世話人に言ってください。一緒に行く人をさがします。 ② あなたが外へでかけたとき、困ったことが起きたら、すぐにホームへ電話してください。 ③ 盆、正月、冠婚葬祭を除いては1泊/週程度でお願いします。
趣味・嗜好品	① 雑誌や本は、あなたが好きなものを自分のお金で買ってください。 ② 医師、相談支援員、ホームの3者間で認められる場合は共用スペースで飲酒が可能です。(他の利用者さんの状況によってルールが変わる場合があります) ③ 個別支援計画の中で、アルコールが禁止される場合があります。 ④ 施設敷地内は全面禁煙です。火事になるといけないので、絶対に吸わないでください。
金銭管理	① 自分での金銭管理が不安な場合、世話人に言ってください。事務所で大事にしまっておきますから、お金があるときになったら世話人に言ってください。 ② ホームへ払うお金は、決められた日までに払ってください。 ③ あなたが自分のものを買った時は、自分のお金で払ってください。 ④ あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。借りたお金は返さなければなりません。 ⑤ 自分がいくらお金をつかって、いくらのかっているか分かるように、「小遣い帳」を書くようにすると良いでしょう。

日中活動等	<ul style="list-style-type: none"> ① 寝坊して遅刻したり、体調が悪くて会社や作業所を休んだりする場合、あなたが自分で会社や作業所に連絡してください。 ② 自分で連絡することができなかつたら、世話人に言ってください。 ③ 会社や作業所で、嫌なことがあつたら世話人に話してください。
手紙や電話	<ul style="list-style-type: none"> ① あなた宛ての手紙は、そのままあなたにわたします。 ② あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話(高い買い物のおそいなど)でなければ、あなたにとりつぎます。 ③ あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいと言えば会ってもらいます。 ④ 居室やホームへの外部の人の立ち入りは、事業所から承認をもらってください。(感染症対策のため制限する場合があります)
選挙・役所などの手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 選挙のことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。 ② あなたが自分で選挙に出かけることができれば、行ってください。 ③ 選挙に行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に言ってください。できるかぎりのことをします。 ④ 役所や銀行などに自分で行くことができない人は、世話人に言ってください。 ⑤ あなたが、役所にだす書類を書くことができなかつたら、世話人がお手伝いします。
火事・地震など	<ul style="list-style-type: none"> ① ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、慌てず世話人の指示に従ってください。 ② 火事ときは、煙を吸わないように体を低くして、早くホームの外へ逃げてください。 ③ 地震のときは、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震が終わるのを待ちます。地震がおわってからホームの外へ出ます。 ④ 外に出かけているときに地震にであつたら、まわりの人に助けってもらってください。そのあとで、ホームへ連絡してください。 ⑤ ホームでは、役所や地域の消防署などのきまりにしたがつて、火事や地震が起きたときにどうするかを決めています。

6 施設に支払っていただく利用料等

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市(町・村)から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 給付費対象外のサービス利用料金

内 容	標準月額
家賃 46,000・食材料費 30,000円(朝食230円、昼食380円、夜380円) 水光熱費 15,000円(目安) 日用品費 実費	91,000円
レクリエーション費	500円
ホームで立て替えたお金	実 費
その他(退去に係るクリーニング費用)	実 費
送迎費用 ※必要に応じて	16円/Km
同行料 ※必要に応じて	500円/時間

※ ただし、月額の光熱水費が超過した場合は、その超過分について追加負担する。

(3) 支払い方法

上記の利用料等は、1ヶ月分を翌月末日までに現金または振込または口座振替でお支払いください。

また生活保護受給者の方は、支払い期限に関わらず保護費の入金された日から速やかにお支払いください。

(4) 利用者負担の減免について

利用者負担の減免については、別紙で情報提供します。

7 利用者の記録や情報の管理・開示

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法ならびに法人個人情報保護規程に則った対応をします。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意を得て情報提供します。

8 苦情申し立てについて

苦情解決の方法	① 苦情受付担当者は、早川幸村 です 電話番号は 080-3115-7654です。 ② サービス管理責任者は釣由美子です。 苦情解決は、別紙「苦情を解決するために講じる措置の概要」に従い、適切に処理をいたします。
---------	---

9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置及び委員会における検討結果の周知徹底

虐待防止に関する責任者 管理者 早川幸村

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 ⑩

代理人(後見人・親権者・家族)

住 所

氏 名 ⑩

事業者 所在地 富山県射水市小島608番地4

名 称 合同会社結

代表者氏名 早川 幸村 ⑩

事業所 所在地 富山県射水市橋下条401

名 称 グループホーム結